

教育・保育提供区域の設定

■教育・保育提供区域について

- 子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、市が策定する子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策を設定する単位となる区域。
- 設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定した。

■教育・保育提供区域の検討経過について

【甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会】

《提案》 平成 26 年 3 月 4 日

- ・ 甲賀市が定める教育・保育提供区域（案）を検討

《決定》 平成 26 年 3 月 4 日

- ・ 検討の結果、提供区域として、別紙「甲賀市が定める教育・保育提供区域（案）」の 4 つの案を取りまとめ。

【甲賀市子ども・子育て応援団会議】

《提案》 第 2 回会議（平成 26 年 3 月 19 日）

- ・ 別紙「甲賀市が定める教育・保育提供区域（案）」を提示

《決定》 第 2 回会議（平成 26 年 3 月 19 日）

- ・ 多数決により、提案した区域（案）から「③案」を選定

[意見等]

- ・ 基本的には、旧町単位の生活圏域を大事にした区分けになるという思いが強くある。
- ・ 伝統的な旧町があって、その中で住民がまちづくりをしてきた。これは、非常に重いことである。

■本市の教育・保育提供区域【H26. 4. 21 市長決定】

旧 5 町を単位とする区域を本市の教育・保育提供区域として設定する。